

会議結果報告書

会議名称	第6回札幌市子どもの権利条例検討会議
日時・会場	平成19年11月26日(月) 18:30~21:10 S T V北2条ビル6階A、B会議室
出席委員	9人出席(3人欠席)
次回開催	平成19年12月10日(月) 18:30~ 市役所本庁舎12階1~3号会議室

議題	概要等
1. 開会	<p>事務局から資料の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「資料5」として、「救済制度の検討について」を配付している。この資料の5ページ以降は、新たに救済制度に求められる機能や権限等について箇条書きで検討項目の概要をまとめている。
2. 救済制度についての検討	<p>「救済機関の制度設計」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の自治体の制度、座長との事前打合せ等を踏まえ、検討項目の概要をまとめた「資料5」について事務局から補足説明が行われ、その説明に対する全般的な質疑が行われた。 ・(質問) 調査、調整機能でも改善されない場合、市の機関に対する「勧告機能」「意見表明機能」と、市以外の機関に対する「是正要請機能」とで3通りに分かれているが、子どもの立場に立つと、市の機関とそれ以外とに分けるといふ考え方はどうなのか。 ・(回答) 市に設置する機関であることから、市長が一定の権限を持ち市に対して行う機能と、それ以外とでは、やはり表現や強制力で差があるのではないかという趣旨で、いったん分けて記載している。 ・(質問) 「事務局体制について」であるが、「市長部局に置くことが望ましい」とあるが、市長部局に置かないとなると、教育委員会に置くことになるのか。 ・(回答) 執行機関として、市長部局のほか、教育委員会をはじめとする他の行政委員会もある。教育委員会は当事者になる可能性があることなどから、第三者的な位置を確保するためにも、市長部局に置くことが望ましいという記載にしている。 ・(質問) 「基本的な組織概要について」であるが、「機能の流れ図」では、「機能」という言葉を用い、「組織のあり方」では「部門」という言葉を用いているのはなぜか。オンブズパーソンは独任制であるのに、なぜ組織は部門に分けて考える必要があるのか。「調整機能」はどこに属するのか。 ・(回答) 独任制を念頭に記載しているが、相談から勧告等まで一人で担えるわけではなく、機能を分散させて組織を考える必要がある。「部門」という言葉は組織を考える上で記載したことであり、特段の意味はない。また、「調整機能」は、「相談部門」と「調査部門」の両方に入る可能性があることから、あえて記載していない。 ・質疑が終了後、「資料5」のp.5以降に沿って、各項目の検討が行われた。

「相談機能」のうち「子どもの定義」について

・「対象者は、条例と同じく本市に居住する18歳未満の子どもを原則とする。ただし、高校に在学中で18歳の者は含める。なお、本市以外の子どもが札幌市内の施設等に通勤、通学する場合も対象に含める必要がある。」という「子どもの定義」の記載について、意見交換を行った。

・定義が18歳未満、高校3年生の18歳を含むとなっているが、定時制、単位制等では、19歳以上の子どももいるので、それらをどのように考えるか検討する必要がある。また、高校在学で20歳になった場合はどうなるか。

・他の自治体では、条約をもとに原則18歳未満とし、規則等で弾力的に、「年齢が18歳又は19歳で、18歳未満者の者が在学する学校に在学している者を含む」などの規定をしている例はある。

・条約は18歳未満を原則としているが、それぞれの国のシステムに応じた形で条例をつくるという考えも必要である。日本の法制上、民法の問題もあり20歳以上は難しいということであるが、18歳未満を原則としつつ、在学中のものに関しては19歳まで含めて考える必要があるだろう。

・居住地が札幌で、施設が本市以外の場合の取扱いをどうすべきか。

・条例の対象が「本市に在住する18歳未満...」ということであれば、他の自治体の施設であっても、本市の子どもなので対応すべきではないか。

・当初の条例案に、「市は市外においても子どもの権利が広く保障されるよう、他の公共団体等に対し協力を要請し...」という規定もある。そのあたりでとどめるべきではないか。

・この条例は、札幌市の子どもを守るためにあることを考えると、本市以外で何か人権侵害があったときも、可能な限りアプローチする姿勢が大事だろう。施設によってどこまでできるかは課題であるが、対象に含めないという考え方は良くないのではないか。

・具体的にどのような権限が行使できるかは後の議論にゆずる必要があるが、何もできないわけではなく、協力を求める必要があるという趣旨は触れる必要があるだろう。

「相談機能」のうち「相談の対象」について

・「原則として、いじめや虐待等の子どもの権利の侵害を対象とする。ただし、権利侵害を限定的に捉えるのではなく、どのような悩みでも受け付けるという形で広報する必要がある。」という「相談の対象」の記載について、意見交換を行った。

・「いじめや虐待」と記載するのもわかりやすいが、当初の条例案の第3章に、「子どもにとって大切な権利」が示されていることから、「条例第3章に示すような」権利の侵害という記載の方が、権利侵害は何かを示す表現になるのではないか。

「相談機能」のうち「相談機能に求められること」について

・「子どもの視点に立ち、子どもたち自らが問題解決に向けて自信を持って取り組んでいくことができるようなアドバイスをする必要がある。」という「相談機能に求められること」の記載について、意見交換を行った。

・相談機能に求められることとして、「子どもの意向、意見を聞く」ということを入れるべきではないか。子ども自身が自分の言葉で気持ちを相談員に伝えるということを大事にするべき。

・例えば、相談窓口に来たのが親である場合、実際には、子どもは話をしたくないということも考えられる。申立てや調査の段階になれば、しっかりと話を聞く必要があるが、相談の段階で手続きとして規定してしまうと、

色々な相談のパターンがあるので、窮屈になる場合もあるのではないか。

「相談機能」のうち「その他相談機関の工夫」について

・子どもにとって身近で利用しやすい制度とするための検討を行うことが記載されているが、後日、子どもとの意見交換も実施するので、その議論を踏まえた上で検討することが確認された。

その他「相談機能」について

・「相談機能」の欄には、「相談の方法」が記載されていないので、電話、面接、ファックス、メール、他機関からの紹介などを、「相談の方法」として記載しておくべきだろう。

・相談の方法として、原則は電話相談だろうが、子どもにとっては「親にばれたくない」などの理由で、携帯電話からかけることが多いと考えられる。そのときは、フリーダイヤルにするのが望ましいと思うが、さらに「親に気づかれずに」という視点では、メール相談は入れるべきだろう。

・法務局人権擁護委員会では、「人権SOSミニレター」というものがあり、深刻ないじめの相談などが寄せられている。方法として、このような「手紙」も入れておくべきではないか。

「調査機能」のうち「申立て」について

・「申立てができる事項、申立てができる人、申立ての方法」の記載について、意見交換を行った。

・「相談機能に求められること」として「子ども本人または子どもとかわる大人から」と記載されているが、「調査機能」のうち「申立てについて」では、「子ども本人、子どもとかわる大人はもちろん、施設職員や匿名の人、第三者の個人などを含める必要がある」と記載されているのはなぜか。

・「相談」の段階では、通常、匿名相談もあるなど、色々な人から相談が来ることはイメージされやすいが、具体的な手続きを示す必要がある申立て、調査等については、相談の段階よりもさらに具体的なイメージが必要となることから、このような記載をしているものである。

・「相談」の箇所にも、「申立てについて」と同様に、「施設職員、匿名の人、第三者の個人」などの記載をすべきではないか。そのことで、この制度をより利用しようという気持ちになるのではないか。

・本来は、「申立て」の箇所も、「相談」の箇所と同様に、「子ども本人又は子どもとかわる大人から」という記載だけでも良いのだが、「施設職員なども申立てができる」ということを明確にするためにも記載しているのだろう。もし、「子どもとかわる大人」をより詳しく記載するのであれば、例えば「保護者」などを加える必要があり、その意味からすると、この記載で十分ではないか。

・他の自治体では、相談についても、申立てについても「何人も」という記載がされている。そのようなニュアンスを相談の箇所にも入れることで、「誰もが相談できる」という趣旨が理解できるのではないだろうか。

・「救済制度の流れ」では、「相談」から、「調査、調整」という図示であったが、実際には相談を経ずに、いきなり申立てということも可能ではないか。そのようなケースは他自治体の場合はどうか。

・他自治体では「まずは相談してください」という形で広報している例がほとんどである。実際には、いきなり申立てをするということもあり得ると考えられるが、相談がない分、申立てのところでしっかりと事実確認を行うなど、相談とある程度同じことを行うことが原則になるのではないか。

	<p>次回以降の検討会議について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回以降は、今回の続きとして、「相談機能」のうち「調査の対象外」から議論することが確認された。
<p>3．閉会</p>	<p>会議結果報告書について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議録と同様に、会議結果報告書についても、事務局から各委員に対して、記載内容の確認を依頼する。 <p>子どもとの意見交換について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年12月22日（土）の午後に、検討会議委員と子どもとの意見交換を行うことが確認された。 ・直接対面の意見交換としては、市立学校の児童会・生徒会から、小学生10人程度、中・高校生13人程度の子どもたちを対象に実施する。アンケート形式としては、当初の条例案検討に携わった子ども委員会の各委員と、平成19年度の子ども議会に参加している子ども議員を対象に、自由記載の形式で実施する。これらの意見交換等を参考に、子どもにとって利用しやすい制度について議論を深めていく。 <p>次回以降の検討会議の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7回検討会議の日程 <ul style="list-style-type: none"> 日時：平成19年12月10日（月）18時30分～ 場所：市役所本庁舎12階1～3号会議室 ・第8回検討会議の日程 <ul style="list-style-type: none"> 日時：平成19年12月17日（月）18時30分～ 場所：市役所本庁舎12階1～3号会議室